

安全な農産物を生産し
その取組をきちんと説明できる
産地づくりを
目指しましょう!

これからは…

消費者



うちは、GAPに
取り組んでるよ!

生産者



それじゃ、取組が確認できるし、
ちゃんと説明してもらえるから、
安心して購入できるわね!

安全性向上や環境の保全、農作業の事故防止など、
産地や農家に取り組むべきポイントを整理し、
実践・管理するのが

ギャップ

GAP

Good Agricultural Practice

農業生産工程管理

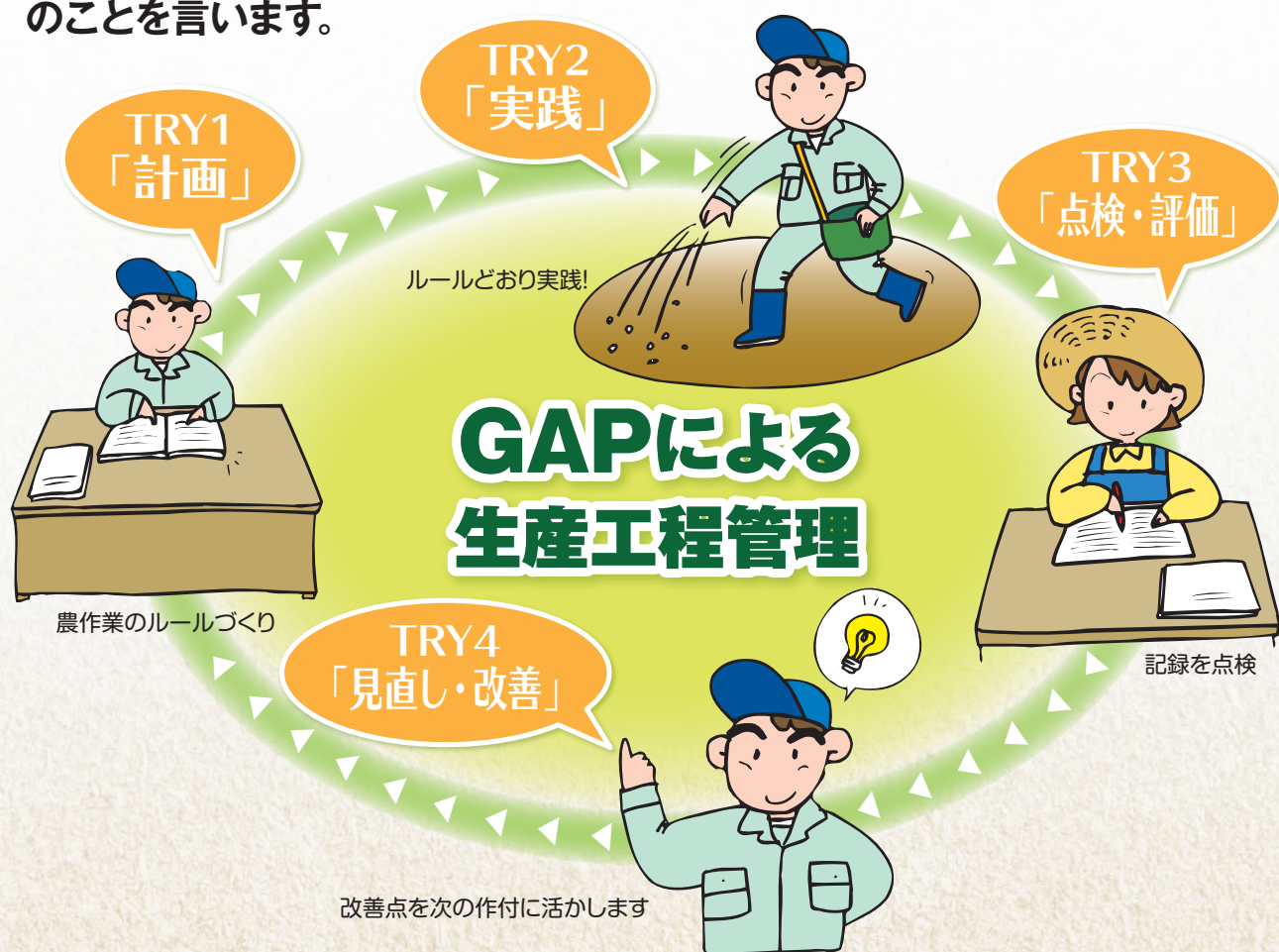
です。

GAP を実践すれば、消費者や流通業者に対し
取組を客観的に説明することができます。

GAPとは？

GAP (Good Agricultural Practice、農業生産工程管理)とは、生産者(産地)が、生産活動を行う上で必要な

- ①農作業のルールをつくり、
- ②このルールに沿って、作業を実践して記録し、
- ③これを点検・評価して、
- ④次の生産に向けて見直し・改善する農業経営の**持続的な改善活動**のことを言います。



なぜ今、GAPが不可欠なのか？

本県では、原発事故により放射性物質による農産物への影響が大きなりリスクになったことから、**吸収抑制対策や放射性物質検査等の対策を徹底する**必要があります。加えて、食中毒や残留農薬の基準値超過等を防止し、**消費者等の信頼性向上に努めていく**必要があります。

更に、食品製造業の**安全管理基準が益々厳格化**していく中で、安全な原料を提供しなくてはならない農業生産現場には、**一層の安全管理**が求められています。また、**他産業と同様に環境保全や労働安全等に配慮する社会的責任**があります。

このため、県では、「**福島県農産物安全確保のためのGAP推進マニュアル**」を放射性物質対策を含めて策定し(改訂版:福島県ホームページ「**福島県、GAP**」で検索)、その取組を推進しています。

安全・安心な農産物の生産



●農薬はルールを守って使用する●

農薬は、散布時期や濃度など、うっかりミスがないよう、注意して使用しましょう



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
			散布			
13	14	15	16	17	18	19
使用禁止期間						
20	21	22	23	24	25	26
			収穫			
27	28	29	30	31		

(「収穫前日数14日」の農薬の場合)

- ①農薬のラベルを使用前によく読み、対象作物、希釈倍数、使用量、使用時期(収穫前日数)、使用回数、使用方法を守って使用しましょう。
- ②農薬散布は、風の無い日や時間帯を選び、周辺に飛び散らないようにしましょう。(ドリフト対策)

●異物混入を防止する●

収穫やほ場、出荷調製施設までの運搬中に、農薬や病原菌の付着や金属等の異物が混入しないよう、注意しましょう

- ①作業場は定期的に清掃し、清潔にしましょう。
- ②清掃用具や潤滑油は、農産物と離れた場所に置きましょう。
- ③照明器具等の破片が飛び散らないようにしましょう。
- ④出入口や窓等は、動物や害虫などが入らないようにしましょう。

●農産物を衛生的に取り扱う●

農産物の運搬、調製、選別、保管時の衛生管理を実施しましょう



●堆肥や肥料は、適期に適量を使用する●

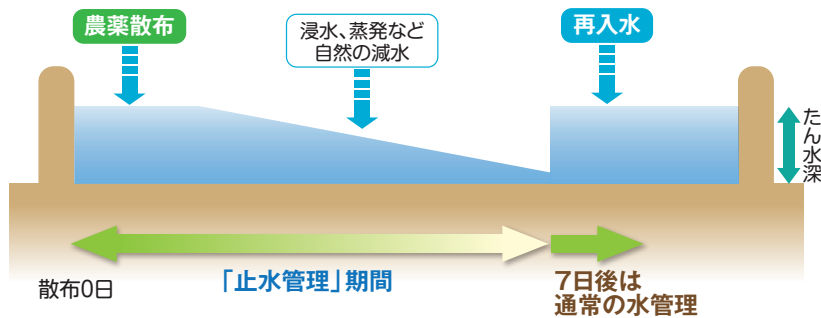
環境汚染につながらないように、土壌診断結果などに基づいて、肥料を施用し、完熟たい肥を使用しましょう



●水田からの農薬流出を防止する●

7日間の止水管理を徹底し、農薬の流出を防止しましょう

- ① 散布時は、農薬が十分拡散するようたん水状態にする。
- ② 水尻を止め、農薬散布後7日間は田面水を田んぼの外に流さない。
(週間天気予報で大雨が予想されている場合は、予め水位を下げしておく)



●使用後の薬液や空き容器などは適切に処理する●

環境汚染につながらないように、注意しましょう

- ① 農薬が残らないよう、農薬の散布液は、必要量を計算して調製しましょう。
- ② 残液は散布ムラの調整に使用するなどして、河川、水路、ため池に流さないようにしましょう。
- ③ 農薬の空きびん、空袋、有効期限の切れた農薬は適切に保管し、業者に委託して処分しましょう。
- ④ 産業廃棄物マニフェスト(管理票)を保管しましょう。



労働安全の確保



●農薬を正しく保管し、散布する時は保護具を着用する●

農薬は肥料や農産物と接触しないように、隔離された場所に保管し、定期的に在庫管理をしましょう

- ① 毒劇物に指定されている農薬はカギのかかる適切な保管庫に保管し、カギは責任者が保管しましょう。
- ② 保管場所を整理・整頓し、飛散等を防止しましょう。
- ③ 農薬をジュース等の容器へ移し替えることは、絶対に止めましょう。



作業者の安全のため、適切な服装で作業し、防除作業時は、防除用カッパ、マスク、手袋、メガネ等を着用しましょう



農業生産工程管理 全般に係る取組



●農薬、肥料等の使用記録など、生産履歴の記録を残す●

農薬や肥料等の使用など、全ての生産・出荷に関する記録をその都度きちんと行い、保管しましょう

(防除日誌の例)

防除日誌は、
記入もれや書き間違い
のないように正しく
記帳しましょう

日誌は作物・ほ場別に

収穫スケジュールを記入

作物：		品種：		生産者：		圃場番号：	
使用農薬の登録内容		散布記録欄					
農薬名	倍数・使用量	収穫前日数	回数(以内)	6/○	6/△	6/□	備考
○粒剤	1・2g/株	21日前	同剤で 3回	1g/株			
○水和剤	1000-1500	7日前		1000倍			

使用農薬名は正確に

防除内容を記入

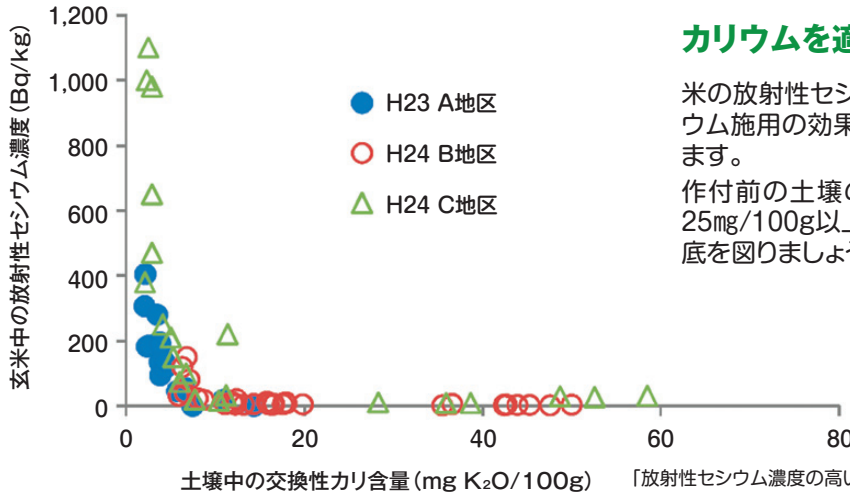
防除メモ

放射線物質対策



●カリウムを適切に施用する●

図 土壌中の交換性カリ含量と玄米中の放射性セシウム濃度の関係



カリウムを適切に施用しましょう

米の放射性セシウムの吸収抑制にはカリウム施用の効果が高いことが分かっています。

作付前の土壌の交換性カリウム含量を25mg/100g以上確保するよう、施用の徹底を図りましょう。

「放射性セシウム濃度の高い米が発生する要因とその対策について（平成25年1月、福島県・農林水産省）」より

●資材や作業機械による交差汚染を防止する●

籾すり機の利用や異物混入に注意し、交差汚染を防止しましょう

放射性物質に汚染された籾すり機の利用や、籾殻、土ぼこり、異物等の混入が原因で、交差汚染が発生する可能性があります。清掃・点検を徹底し、交差汚染を防止しましょう。

利用する資材が汚染されたものでないことを確認して使用しましょう

原発事故時に屋外にあった資材（べたがけ資材等）には、降下した放射性セシウムが付着している可能性があります。事故時に屋外にあった資材は、使用しないように注意しましょう。



（べたがけ資材を被覆した葉物野菜）

●出荷前に検査して安全性を確認する●

出荷前の自主検査等により、安全性を確認して出荷しましょう

出荷前に生産した農産物の放射性セシウム濃度を確認することは、産地の責任として重要です。

産地が行う自主検査には、積極的に協力し、安全を確認してから出荷しましょう。



（自主検査）

GAP導入のメリット

消費者や実需者の信頼確保

GAPは、食品安全に係る問題発生 of 未然防止や問題発生時の迅速な対応のため必要な取組であり、生産者、消費者、食品事業者など、関係者間の情報・意見の交換を進めるうえで有効な取組



環境保全

廃棄物の処理、肥料・農薬・燃料等の削減等をルール化し、環境保全に寄与



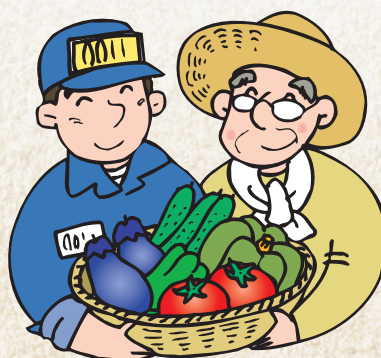
労働安全の確保

作業中の事故を避けるための手順をルールとして定めることで、労働安全・衛生を確保



品質向上

施肥方法、選果方法など、品質管理の面から最も望ましい管理方法となるよう、作業方法を定めておくことで、改善が図られ、品質が向上



産地競争力の強化

品質のバラツキを抑えるため、統一的な管理方法を導入し品質向上を図ることによりブランド力や競争力を強化

安全・安心な農産物の生産

農薬の残留、放射性物質の基準値超過、病原性微生物や異物の混入などが起こらないよう、チェック・管理することで、安全・安心な農産物の生産を実現



GAP導入・実践の手順

● 導入 ●

①産地の合意形成

GAPとは何かを理解(基礎的な研修)。自ら問題点を発見し、それを改善しようとする
ことで必要性を感じる(現地研修等)。

②導入検討チームの編成

産地の中心となってGAPの取組内容を検討し導入を推進するチームを編
成(生産部会役員、営農指導員、販売担当者、普及指導員等)。役割分担・責
任者を明確化。

● 実践 ●

③生産工程と危害要因・ リスクの確認・検討(Action)

ほ場の準備から出荷等の生産工程を確認し、危害要因・リスクを検
討し、リストアップ。

④取組事項・点検項目の検討をもとに チェックシート作成(Plan)

管理すべきリスクの管理方法(取組事項)とそ
の取組事項についての点検項目を検討(現場
に即した表現に置き換え)。この点検項目をも
とにチェックシートを作成。

⑦見直し・改善(Action)

点検・評価、内部監査結果を踏まえ、取組事項・
チェックシート等の見直し改善を行う。
(取組を徐々にレベルアップ※)

⑤実践と記録(Do)

検討した取組事項(管理規則や規準等)に従い
作業を進め、チェックシートや関連する生産履
歴等の記録をしっかりと残す。

⑥点検・評価(内部監査実施) (Check)

チェックシート等の個別の記録を点検・評価。
関連する記録等を内部監査で確認し、客観的
に評価。

お問い合わせ GAP実践のための支援制度(補助事業等)の紹介や取り組むにあたってのアドバイスを行っています。

福島県農林水産部 環境保全農業課

県北農林事務所農業振興普及部

伊達農業普及所

安達農業普及所

県中農林事務所農業振興普及部

田村農業普及所

須賀川農業普及所

県南農林事務所農業振興普及部

会津農林事務所農業振興普及部

喜多方農業普及所

会津坂下農業普及所

南会津農林事務所農業振興普及部

相双農林事務所農業振興普及部

双葉農業普及所

いわき農林事務所農業振興普及部

電話 024-521-7342

電話 024-535-0452

電話 024-575-3181

電話 0243-22-1127

電話 024-935-1321

電話 0247-62-3113

電話 0248-75-2181

電話 0248-23-1563

電話 0242-29-5307

電話 0241-24-5742

電話 0242-83-2112

電話 0241-62-5264

電話 0244-26-1151

電話 0240-23-6474

電話 0246-24-6161

FAX 024-521-7938

FAX 024-536-9590

FAX 024-575-3064

FAX 0243-22-5839

FAX 024-935-7030

FAX 0247-62-6069

FAX 0248-72-8331

FAX 0248-23-1559

FAX 0242-29-5314

FAX 0241-24-5746

FAX 0242-82-3951

FAX 0241-62-5256

FAX 0244-26-1169

FAX 0240-27-4747

FAX 0246-24-6196